

第90回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

事業報告

使用人の状況

主要な借入先

会計監査人に関する事項

会社の体制及び方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

株式会社丸山製作所

(証券コード：6316)

使用人の状況

(1) 連結

セグメントの名称	使用人数	前期末比増減
農林業用機械	736名	10名減
工業用機械	122名	10名減
その他の機械	65名	2名減
全社（共通）	54名	7名減
合計	977名	29名減

(2) 単体

セグメントの名称	使用人数	前期末比増減
農林業用機械	439名	26名減
工業用機械	98名	13名減
その他の機械	9名	4名増
全社（共通）	45名	6名減
合計	591名	41名減

主要な借入先

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	1,853
農林中央金庫	1,724
株式会社千葉興業銀行	1,074
三井住友信託銀行株式会社	770
みずほ信託銀行株式会社	685

会計監査人に関する事項

1. 名称 ふじみ監査法人

2. 報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額	29百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を区別しておらず、実質的にも区別できないため①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査の内容・職務の遂行状況及び報酬見積額について検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

5. 責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制の整備

当社では、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制として、次の10項目を取締役会で定め、実践しております。

- (1) 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと捉え、CSR委員会が策定し、取締役会が制定した「丸山グループ・コンプライアンスマニュアル」を、当社グループ役職員全員に配布するとともに、コンプライアンスマインドを浸透させるための啓発・研修を定期的実施します。
 - ② コンプライアンス上の問題が発生した場合に備え、社内外に当社グループ内部者からの公益通報を受付ける報告・相談窓口（ホットライン）を設置するなど、未然防止のための牽制及び迅速な対応が取れる内部通報体制の整備をし、「公益通報者保護規程」により、通報者の保護を徹底します。
 - ③ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、取引を含め一切の関係を遮断するとともに、不当要求に対しては毅然とした態度で対応します。そのために所管部署、対応方法などを定めるなど必要な体制を整備します。
- (2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 定款及び取締役会規則に従い、株主総会議事録、取締役会議事録を作成し、適切に保存、管理します。なお、それらの資料についても同様に適切な保存、管理を行います。
 - ② 業務執行会議、経営会議、合同経営会議、各種委員会などの重要な社内会議の議事録及び資料については、文書管理規程により、適切に作成、保存、管理を行います。
 - ③ 取締役決裁の稟議書を、稟議規程の規定に従い、適切に保存、管理を行います。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 企業経営に対する重大なリスク（大規模な事故、災害、不祥事、トラブル等）が発生した場合に備え、危機管理担当取締役は、「危機管理対応マニュアル」を定期的に見直し、充実をはかるとともに、これらの問題の発生を予防するための対策を講じます。また、事業継続を確保するための事業継続マネジメント（BCM）を運用し、事業継続計画（BCP）、関連マニュアルの適時見直しを実施します。
 - ② 当社グループに関わる重要な問題が発生した場合、危機管理担当取締役はCSR委員会を速やかに招集し、対策を検討するとともに、指名された担当取締役は対策を適切に実施します。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会、業務執行会議、経営会議、合同経営会議、CSR委員会などの会議体を適切に活用することで、意思決定が迅速かつ合理的に行える社内体制を維持していきます。
 - ② 取締役の業務分担、各部門の職務分掌、職務権限などの社内規程を整備、見直ししながら、効率的に職務が執行できる社内体制を充実していきます。
 - ③ 社長直轄の内部監査室は、内部監査基準に基づきグループ各社を含む全社の業務運営を監査します。

- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループの主要な役員（常勤の監査等委員を含む。）で構成する「業務執行会議」、「経営会議」、また、当社グループ全役員で構成する「合同経営会議」を年間計画に基づき開催し、グループ会社の財務状況及びその他の重要な情報等について定期的に報告することにより、意思疎通及び情報交換をはかり、企業集団における業務の適正を確保する体制を構築します。
 - ② 当社グループにおいて、不正の行為または法令、定款、もしくは社内規程に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合、当社グループの取締役は危機管理担当取締役（注）に報告します。報告を受けた危機管理担当取締役はCSR委員会を速やかに招集し、事実関係を調査の上、リスク回避、軽減その他必要な措置を講じます。
 - ③ 当社グループは、「丸山グループ・コンプライアンスマニュアル」に記載された企業行動規範を含む法令を遵守します。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員会付として会社業務に経験豊富な専属の使用人を1名以上置き、監査等委員会の職務の補助を行います。
- (7) 監査等委員会の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査等委員会付の使用人が監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないようにします。
 - ② 監査等委員会付の使用人について、異動、配属、懲戒などの人事異動を行う場合は、監査等委員会との連携をはかりつつ、事前に承諾を得ます。
- (8) 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 当社グループの取締役及び使用人は、不正の行為または法令、定款、もしくは社内規程に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合、当該事項について、危機管理担当取締役（注）に直ちに報告するものとし、危機管理担当取締役はその事項が次の事項に該当した場合は、監査等委員会に遅滞なく報告するものとし、
 - a. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - b. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - c. 内部通報による報告を含む、重要なコンプライアンス違反
 - d. その他会社経営上の重要な事項
 - ② 監査等委員会付の使用人が前項に関して重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接遅滞なく報告します。
 - ③ 当該報告を行ったことにより不利益な取扱いを受けることのないよう、報告者の保護を徹底します。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会の指示に基づく監査等委員会付使用人の調査や情報収集に対して、当社グループ各部門は迅速に対応・協力します。
 - ② 監査等委員会から業務執行に係る報告を求められた場合は、担当取締役又は使用人が速やかに報告を

行います。

- ③ 監査等委員は、「業務執行会議」「経営会議」「合同経営会議」をはじめとする重要な全ての社内会議・各種委員会などに、無条件で出席することができるものとします。
 - ④ 代表取締役等と監査等委員が定期的に情報交換する場を設けます。
 - ⑤ 監査等委員の監査業務を抑制することのないよう、職務の執行に必要な費用の前払い及び償還を受けることができるものとします。
- (10) 財務報告の適正を確保するための体制の整備
- ① 内部監査室が財務報告の適正を確保するための内部統制システムの整備・運用状況を適切に評価します。
 - ② 財務報告の適正を確保するための内部統制システムをより一層有効なものにするために、内部統制推進委員会を中心に体制の整備並びに適切な運用を行います。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 取締役の職務執行
取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、取締役会を13回、業務執行会議を12回、経営会議を7回、合同経営会議を2回、臨時経営会議を2回開催しております。
- (2) 監査等委員の職務執行
監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会・業務執行会議・経営会議・合同経営会議への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。
- (3) 内部監査の実施
内部監査計画に基づき、当社並びにグループ会社の内部監査を実施しております。
- (4) 財務報告に係る内部統制
財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、内部統制評価を実施しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	4,651	4,502	9,235	△1,621	16,767
当連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△309		△309
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			743		743
自 己 株 式 の 取 得				△390	△390
自 己 株 式 の 処 分		3		23	26
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬		△22			△22
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	－	△18	433	△367	47
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	4,651	4,484	9,668	△1,988	16,815

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 分 持	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	1,780	319	804	2,904	158	19,830
当連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△309
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						743
自 己 株 式 の 取 得						△390
自 己 株 式 の 処 分						26
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬						△22
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額(純額)	552	69	255	876	39	916
当連結会計年度中の変動額合計	552	69	255	876	39	964
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	2,332	388	1,059	3,781	197	20,794

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|---------------|---|
| (1) 連結子会社の数 | 11社 |
| 連結子会社の名称 | 日本クライス株式会社、マルヤマエクセル株式会社、MARUYAMA U.S.,INC.、西部丸山株式会社、丸山物流株式会社、M-Innovations株式会社、双葉商事株式会社、MARUYAMA MFG (THAILAND) CO.,LTD.、丸山（上海）貿易有限公司、ASIAN MARUYAMA (THAILAND) CO.,LTD.、MARUYAMA MFG INDIA PRIVATE LIMITED |
| (2) 非連結子会社の名称 | ファインバブルテック株式会社
MARUYAMA VIETNAM CO.,LTD.
株式会社M&Sテクノロジー
MARUYAMA COLOMBIA S.A.S. |

連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|----------------------------|--|
| (1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数：0社 | |
| (2) 持分法を適用していない非連結子会社 | |
| 非連結子会社 | ファインバブルテック株式会社
MARUYAMA VIETNAM CO.,LTD.
株式会社M&Sテクノロジー
MARUYAMA COLOMBIA S.A.S. |

非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
MARUYAMA MFG (THAILAND) CO.,LTD.	6月30日 ※1
丸山（上海）貿易有限公司	12月31日 ※2
ASIAN MARUYAMA (THAILAND) CO.,LTD.	6月30日 ※1
双葉商事株式会社	12月31日 ※3
MARUYAMA MFG INDIA PRIVATE LIMITED	3月31日 ※2

※1. 連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

※2. 6月30日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

※3. 9月30日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等……………総平均法による原価法

デリバティブ……………時価法

棚卸資産……………総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）、賃貸専用有形固定資産、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を

採用しております。

リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

製品保証引当金

製品の無償補修費用の支払に備えるため、過去の実績等を基礎として無償補修見込額を計上しております。

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌期の発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の海外連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

当社グループは商品又は製品の販売を主としており、当該販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は商品又は製品の支配が顧客に移転した時点で充足されると判断し、収益を認識しております。

ただし、国内販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時から商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。これらの販売取引については、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

なお、商品又は製品の販売において、取引量、取引金額及び回収の状況に応じた販売奨励金等の顧客に

支払われる対価については、かかる収益より控除しております。

5. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理により、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約・通貨スワップ	外貨建債権債務
金利スワップ	長期借入金

ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社は輸出取引における為替及び金融取引における市場金利に関するリスクをヘッジする目的で行っております。

なお、デリバティブ取引については、実際の輸出取引及び金融取引の金額を上限とし、投機目的のための取引は行わない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. その他連結計算書類作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	5,659百万円
仕掛品	403百万円
原材料及び貯蔵品	2,924百万円
棚卸資産評価損	163百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の正味売却価額が帳簿価額を下回った場合は、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。また、正常な営業循環過程から外れた棚卸資産については、期末日から一定期間を経過しているものを長期滞留在庫と判断し、長期滞留在庫の評価時点の取得原価に滞留年数に応じて設定された減額率を乗じることにより棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。

なお、当該見積りには、将来の不確実な市場環境等の影響を受ける場合があり、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

追加情報に関する注記

退職給付制度の移行

当社及び一部の連結子会社は、2022年10月1日より退職一時金制度について確定拠出企業年金制度に移行いたしました。この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 2007年2月7日）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について、退職給付制度の一部終了の処理を行っております。これによる、当確定拠出企業年金制度への移換額は1,882百万円であり、当連結会計年度末時点の未移換額530百万円は、流動負債の未払金及び固定負債の長期末払金に計上しております。

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

(1) 取引の概要

当社は当社及びグループ会社従業員のうち、一定の要件を満たす者に対する報酬の一部として当社株式を給付することにより、報酬と当社の株価や業績との連動性をより強め、従業員が株主の皆様と株価上昇による経済的な利益を共有することにより従業員の株価への意識や労働意欲を高め、ひいては中長期的にみて当社グループの企業価値を高めることを目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、あらかじめ定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社及びグループ会社の従業員（管理職員）に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社及びグループ会社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、当該従業員の退職時に累積した付与ポイントに相当する当社株式を給付します。退職者等に対し給付する当社株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理いたします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）第20項を適用し、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

- ① 信託における帳簿価額は前連結会計年度161百万円、当連結会計年度159百万円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。
- ② 期末株式数は、前連結会計年度90,900株、当連結会計年度89,700株であり、期中平均株式数は、前連結会計年度91,442株、当連結会計年度90,276株であります。期中平均株式数は、1株当たり情報の算定上、控除する自己株式に含めております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 18,693百万円

2. 担保に供している資産

建物 732百万円

機械及び装置 93百万円

土地 803百万円

上記に対応する債務

短期借入金 761百万円

長期借入金（1年内返済） 380百万円

長期借入金 1,290百万円

固定負債 その他（長期預り金） 99百万円

なお、上記には登記留保として提供している建物271百万円、機械及び装置93百万円、土地785百万円及び対応する債務である長期借入金（1年内返済）380百万円、長期借入金1,290百万円を含めております。

3. 債権流動化に伴う買戻義務 59百万円

4. シンジケートローン契約及び当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行とシンジケートローン契約及び当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 10,150百万円

借入実行残高 4,900百万円

差引額 5,250百万円

貸出タームローンの総額 3,200百万円

借入実行残高 1,530百万円

差引額 1,670百万円

5. 財務制限条項

2024年6月28日締結のコミットメントライン契約に下記の条項が付されております。

- ① 各年度の決算日の連結貸借対照表における純資産の部の金額を2023年9月期の決算日の連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算日の連結損益計算書における経常損益が2期連続して損失にならないようにすること。

2023年2月28日締結のタームローン契約に下記の条項が付されております。

- ① 各年度の決算日の連結貸借対照表における純資産の部の金額を2022年9月期の決算日の連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算日の連結損益計算書における経常損益が2期連続して損失にならないようにすること。

2012年6月28日締結のe-Noteless利用契約（電子記録債権買取）に下記の条項が付されております。

- ① 各年度の決算日の連結貸借対照表における純資産の部の金額を2011年9月期の決算日の連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算日の連結損益計算書における経常損益が2期連続して損失にならないようにすること。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 5,029,332株
2. 当連結会計年度の末日における自己株式の総数
普通株式 1,075,185株

(注) 当連結会計年度末に株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が所有する当社株式89,700株を自己株式の数に含めております。

3. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年11月14日 取締役会	普通株式	316百万円	75.00円	2024年9月30日	2024年12月20日

(注) 「配当金の総額」には、株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が、基準日現在に所有する当社株式90,900株に対する配当金6百万円を含んでおります。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	323百万円	80.00円	2025年9月30日	2025年12月19日

(注1) 「配当金の総額」には、株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が、基準日現在に所有する当社株式89,700株に対する配当金7百万円を含んでおります。

- (注2) 2025年9月期期末配当金の内訳は、普通配当75円00銭、記念配当（創業130周年記念）5円00銭となります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期の定期性預金等に限定し、また、資金調達については主に自己資金又は金融機関からの調達で賄う方針であります。なお、デリバティブ取引については、輸出取引における為替及び金融取引における市場金利に関するリスクをヘッジする目的で行っており、投機目的のための取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内管理規程に従いリスクの低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として業務上の関係を有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、借入金の使途は主に運転資金であり、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰表を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	4,586	4,586	—
(2) 社債（注2）	20	19	△0
(3) 長期借入金（注2）	1,928	1,925	△2

（注1）「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

（注2）1年内償還予定及び1年内返済予定を含めております。

（注3）市場価格のない株式等は「(1) 有価証券及び投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

非上場株式等（関係会社株式含む） 227百万円

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定となる資産又は負債に関する相場価格によって算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	4,586	—	—	4,586

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
社債	—	19	—	19
長期借入金	—	1,925	—	1,925

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、千葉県その他の地域において、賃貸用の施設（土地を含む。）等を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する利益は38百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
410	△33	377	1,332

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注2）当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却費であります。

（注3）当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

区分	報告セグメント				合計
	農林業用機械	工業用機械	その他の機械	不動産賃貸他	
売上高					
一時点で移転される財又はサービス	32,020	6,581	2,472	18	41,092
一定期間にわたり移転される財又はサービス	—	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	32,020	6,581	2,472	18	41,092
その他の収益	—	—	—	174	174
外部顧客への売上高	32,020	6,581	2,472	192	41,266

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度（期首）	当連結会計年度（期末）
顧客との契約から生じた債権	7,870	8,253
契約負債	322	324

(注) 契約負債は前受金であり、履行義務が期末時点で充足されていない対価を計上しております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、契約時当初において1年を超える重要な履行義務がないため、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 5,208円85銭
- 1 株当たり当期純利益 184円32銭

(注) 「1 株当たり純資産額」を算定するための普通株式の自己株式数、「1 株当たり当期純利益」を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が所有する当社株式を含めております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
					圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 事 業 年 度 期 首 残 高	4,651	1,225	3,277	4,502	5	1,100	4,923	6,028
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△309	△309
当 期 純 利 益							423	423
圧縮記帳積立金の取崩					△0		0	－
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			3	3				
譲渡制限付株式報酬			△22	△22				
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)								
当事業年度中の変動額合計	－	－	△18	△18	△0	－	114	114
当 事 業 年 度 末 残 高	4,651	1,225	3,259	4,484	5	1,100	5,037	6,143

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 事 業 年 度 期 首 残 高	△1,621	13,561	1,776	1,776	15,338
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△309			△309
当 期 純 利 益		423			423
圧縮記帳積立金の取崩		－			－
自 己 株 式 の 取 得	△390	△390			△390
自 己 株 式 の 処 分	23	26			26
譲渡制限付株式報酬		△22			△22
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)			548	548	548
当事業年度中の変動額合計	△367	△271	548	548	277
当 事 業 年 度 末 残 高	△1,988	13,289	2,325	2,325	15,615

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
- 子会社株式及び関連会社株式……………総平均法による原価法
- その他有価証券
- 市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

- 市場価格のない株式等……………総平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法……………時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法……………総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）、賃貸専用有形固定資産、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

- 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品の無償補修費用の支払に備えるため、過去の実績等を基礎として無償補修見込額を計上しております。

(4) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌期の発生見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

6. 収益及び費用の計上基準

主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

当社は商品又は製品の販売を主としており、当該販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は商品又は製品の支配が顧客に移転した時点で充足されると判断し、収益を認識しております。

ただし、国内販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時から商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。これらの販売取引については、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

なお、商品又は製品の販売において、取引量、取引金額及び回収の状況に応じた販売奨励金等の顧客に支払われる対価については、かかる収益より控除しております。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理により、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約・通貨スワップ	外貨建債権債務
金利スワップ	長期借入金

(3) ヘッジ方針

当社は輸出取引における為替及び金融取引における市場金利に関するリスクをヘッジする目的で行っております。

なお、デリバティブ取引については、実際の輸出取引及び金融取引の金額を上限とし、投機目的のための取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

9. その他計算書類作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	4,938百万円
仕掛品	348百万円
原材料及び貯蔵品	1,366百万円
棚卸資産評価損	141百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の正味売却価額が帳簿価額を下回った場合は、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。また、正常な営業循環過程から外れた棚卸資産については、期末日から一定期間を経過しているものを長期滞留在庫と判断し、長期滞留在庫の評価時点の取得原価に滞留年数に応じて設定された減額率を乗じることにより棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。

なお、当該見積りには、将来の不確実な市場環境等の影響を受ける場合があり、翌事業年度以降の計算書類に影響を与える可能性があります。

追加情報に関する注記

退職給付制度の移行

当社は、2022年10月1日より退職一時金制度について確定拠出企業年金制度に移行いたしました。この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告 第2号 2007年2月7日）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について、退職給付制度の一部終了の処理を行っております。これによる、当確定拠出企業年金制度への移換額は1,498百万円であり、当事業年度末時点の未移換額443百万円は、流動負債の未払金及び固定負債の長期未払金に計上しております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する短期金銭債権	2,505百万円
短期金銭債務	4,298百万円
長期金銭債権	320百万円
長期金銭債務	14百万円
2. 取締役に対する金銭債務	10百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	14,163百万円
4. 担保に供している資産	
建物	732百万円
機械及び装置	93百万円
土地	803百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	761百万円
長期借入金（1年内返済）	380百万円
長期借入金	1,290百万円
長期預り金	99百万円
なお、上記には登記留保として提供している建物271百万円、機械及び装置93百万円、土地785百万円及び対応する債務である長期借入金（1年内返済）380百万円、長期借入金1,290百万円を含めております。	
5. 債権流動化に伴う買戻義務	59百万円
6. 保証債務	

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
日本クライス株式会社	353百万円	金融機関に対する電子記録債務
マルヤマエクセル株式会社	948百万円	金融機関に対する電子記録債務及び借入債務
西部丸山株式会社	151百万円	金融機関に対する電子記録債務
丸山物流株式会社	93百万円	金融機関に対する電子記録債務
MARUYAMA U.S.,INC.	452百万円	金融機関に対する信用状（L／C）及び借入債務

7. シンジケートローン契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行とシンジケートローン契約及び当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	8,500百万円
借入実行残高	4,900百万円
差引額	3,600百万円

貸出タームローンの総額	3,200百万円
借入実行残高	1,530百万円
差引額	1,670百万円

8. 財務制限条項

2024年6月28日締結のコミットメントライン契約に下記の条項が付されております。

- ① 各年度の決算日の貸借対照表における純資産の部の金額を2023年9月期の決算日の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算日の損益計算書における経常損益が2期連続して損失にならないようにすること。

2023年2月28日締結のタームローン契約に下記の条項が付されております。

- ① 各年度の決算日の貸借対照表における純資産の部の金額を2022年9月期の決算日の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算日の損益計算書における経常損益が2期連続して損失にならないようにすること。

2012年6月28日締結のe-Noteless利用契約（電子記録債権買取）に下記の条項が付されております。

- ① 各年度の決算日の貸借対照表における純資産の部の金額を2011年9月期の決算日の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算日の損益計算書における経常損益が2期連続して損失にならないようにすること。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,507百万円
仕入高	12,615百万円
営業取引以外の取引高	226百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	1,075,185株
------	------------

(注) 当事業年度末に株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が所有する当社株式89,700株を自己株式の数に含めております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	136百万円
未払賞与	26百万円
未払事業税	28百万円
貸倒引当金	6百万円
製品保証引当金	28百万円
未払役員退職慰労金	3百万円
退職給付引当金	24百万円
関係会社株式評価損	104百万円
確定拠出年金制度移換金	136百万円
その他	228百万円
繰延税金資産 小計	725百万円
評価性引当額	△194百万円
繰延税金資産 合計	530百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,052百万円
その他	32百万円
繰延税金負債 合計	1,084百万円
繰延税金負債の純額	554百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内 容	議決権 等の所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	日本 クライス 株式会社	千葉県 東金市	95	農林業用機械 の製造	100	兼任 6名	当社製品 の製造	製品の購入 (注1)	6,813	買掛金	2,215
								仕入債務に 対する保証	353	－	－
								資金の貸付 (注2)	3,470	短期 貸付金	280
								資金の回収	3,360	－	－
子会社	マルヤマ エクセル 株式会社	東京都 千代田区	90	その他の機械 の製造販売	100	兼任 6名	当社製品 の製造	仕入債務に 対する保証	732	－	－
								資金の借入 (注2)	5,270	短期 借入金	470
								資金の返済	5,300	－	－
子会社	MARUYAMA U.S.,INC.	米国 テキサス 州	1千 米ドル	農林業用機械 の販売	100	兼任 2名	当社製品 の販売	製品の販売	868	売掛金	292
子会社	西部丸山 株式会社	岡山県 苫田郡	50	農 林 業 用 機 械、工 業 用 機械の製造	100	兼任 6名	当社製品 の製造	製品の購入 (注1)	1,613	買掛金	482
								資金の借入 (注2)	1,065	短期 借入金	100
								資金の返済	1,085	－	－
子会社	丸山物流 株式会社	福島県 岩瀬郡	50	農 林 業 用 機 械、工 業 用 機械、その他 の 機 械 の 物 流業務	100	兼任 6名	当社製品 の物流業務	資金の借入 (注2)	3,750	短期 借入金	390
								資金の返済	3,800	－	－

(注1) 製品及び部品の販売、購入価格は、総原価等を勘案して交渉の上決定しております。

(注2) 資金の貸付及び借入は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,949円10銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 105円15銭 |

(注)「1株当たり純資産額」を算定するための普通株式の自己株式数、「1株当たり当期純利益」を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が所有する当社株式を含めております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。